

富山市立図書館自動車文庫運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市立図書館利用規程第23条の規定に基づく自動車文庫の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 自動車文庫は、次の事業を行う。

- (1) 一般駐車地を設け、図書館から遠隔地域の住民に対して図書館資料の貸出を行う。
- (2) 施設駐車地を設け、来館が困難な施設利用者に対して、施設への団体貸出・配本または個人への図書館資料の貸出を行う。

第3条 自動車文庫はその巡回場所において次の図書館サービスを行うものとする。

- (1) 図書館資料の貸出・返却
- (2) 予約受付
- (3) 読書相談

(巡回日程)

第4条 自動車文庫の巡回日程は、次の各号を除き原則として月1回とし、図書館長が別に定める。

- (1) 12月29日から翌年の1月4日までの日
- (2) 蔵書点検期間

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、巡回を中止することができる。

- (1) 天候不良のとき。
- (2) 車両に不具合があるとき。
- (3) 車両の法定点検を要するとき。
- (4) その他不測の事態が生じたとき。
- (5) 別に図書館長が必要を認めたとき。

(設置基準)

第5条 駐車地は、自動車文庫の車両の1時間程度の駐車が可能で、図書の貸出等を安全にできる場所であることのほか、おおむね次に掲げる事項を考慮し、設置を決定するものとする。

1 一般駐車地

- (1) 本館から半径2 km以上、地域館から半径1.5 km以上、分館から半径1 km以上離れた地域で、一定程度の利用が継続的に見込まれる地区を対象とする。
- (2) 駐車地間は、直線距離で500 m以上離れているものとする。

2 施設駐車地

- (1) 近隣に図書館が設置されていない教育施設、保育施設。(幼稚園・保育所・小学校等)
- (2) 図書館から距離が遠く、来館が困難な施設利用者が恒常的に利用している施設。(老人福祉施設、病院等)
- (3) 上記の条件に該当し、図書館との調整、資料管理の担当者を設けることができる施設。
- (4) その他、図書館長が必要と認める施設。

(一般駐車地廃止基準)

第6条 設置された一般駐車地は、次の各号に該当したときは、廃止できるものとする。

- (1) 近接地に図書館施設あるいは自動車文庫一般駐車地を設置する場合。
- (2) 継続的な貸出等の利用効果が期待できない場合。
- (3) 駐車地の使用が不可能または困難な場合。
- (4) その他、図書館長が巡回の継続が困難と認めた場合。

(施設駐車地廃止基準)

第7条 設置された施設駐車地は、次の各号に該当したときは、廃止できるものとする。

- (1) 施設が自動車文庫の利用中止を求めた場合。
- (2) 資料の紛失・汚破損等が相次ぐ等、図書館資料の施設内での管理が著しく不十分である場合。
- (3) 同様の図書館サービスが、近接する図書館施設で実施可能である場合。
- (4) 駐車地としている施設が閉鎖、廃止等の場合。
- (5) その他、図書館長が巡回の継続が困難と認めた場合。

附則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。